

軽自動車税・自動車税について

📍 税務課(西有家庁舎) ☎73-6642



軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)の納期限は5月31日(金)です

📍 軽自動車税(種別割)のことは……南島原市役所 税務課 ☎73-6642

📍 自動車税(種別割)のことは……県央振興局 税務部 ☎0957-22-0508

【口座振替またはスマホ決済での納付者への納税証明書の送付について】

車検時の軽自動車税(種別割)納税証明書の提示が原則不要となったため、令和5年度から納付方法が口座振替またはスマホ決済などの人への車検用納税証明書の郵送を廃止しています。ご了承ください。

※二輪の小型自動車をお持ちの人へは後日郵送します。

【注意】次のような場合は、市役所窓口で納税証明書の交付手続きが必要になることがあります

①軽自動車税(種別割)を納付したばかりの場合

※お支払い手続き完了から電子確認ができるようになるまで、最長で2週間程度時間を要します。車検でお急ぎの方は必ず市役所窓口で納付し、納税証明書の交付手続きをしてください。

②中古車の購入直後の場合

③他の市区町村へ引っ越した直後の場合

④対象車両(同ナンバー)に過去の未納がある場合

【軽自動車税(種別割)の減免申請について】

身体などに障がいがある人のために使用する軽自動車などで、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。

また、社会福祉法人の所有する車で、主に本来の事業(※)に利用する軽自動車なども申請により減免されます。

※本来の事業とは、施設の入所者の収容もしくは病院、学校、訓練施設などへの移送、当該施設の利用者の送迎、当該事業に係る職員の業務巡回または当該事業に係る物資の運搬など。

●受付期間…5月15日(水)~30日(木)

※障がいの程度により減免の対象とならない場合がありますので、詳しくは税務課または各支所に問い合わせください。

※軽自動車税(種別割)減免申請は毎年度必要となります。昨年申請をされた人でも手続きが必要となりますのでご注意ください。

※家族運転で同一世帯でない場合もしくは常時介護する人が運転する場合には病院の領収書の提出が必要になる場合もあります。

生活や仕事にお困りの人はご相談ください

📍 市自立相談センター(南有家庁舎:保護課内) ☎73-6656

Eメール: jiritsusoudan@city.minamishimabara.lg.jp

収入が少なく生活に困っている、家計のやりくりがうまくできない、働きたくても仕事が見つからない、仕事を始めたいが働けるか不安など、生活上の悩みごとはありませんか。

生活困窮者自立支援制度では、課題の解決に向けて、計画・目標を一緒に考え、自立につながるように支援します。相談は無料で秘密は厳守します。ご家族など、まわりの人からの相談も受け付けますので、まずは電話でご相談ください。

●支援の一例

- ・就職先が見つからない。
⇒ハローワークと連携、就労支援を実施し採用に結びついた。
- ・年金がなく生活に困っている。
⇒年金相談に同行し、年金の請求漏れが見つかり受給できるようになった。

●相談受付時間

午前8時30分~午後5時15分
※平日(祝日は除く)



入札参加資格申請の随時受付

📍 管財契約課(西有家庁舎) ☎73-6626 ☎859-2211 西有家町里坊96番地2

市が発注する工事や物品などの競争入札、随意契約への参加を希望する事業者は、令和6年度入札参加資格申請書の提出をお願いします。

●受け付ける業種(全業種)

- ・建設工事
- ・建設コンサルタント等業務
- ・物品調達、その他業務

●受付期間

5月1日(水)~12月27日(金)(期限必着)
※土日祝日を除く

●入札参加資格の有効期間

- ・「建設工事」、「建設コンサルタント等業務」
参加資格決定日~令和7年3月31日
- ・「物品調達」、「その他業務」
参加資格決定日~令和8年3月31日

●申請先…管財契約課(上記住所)

●申請方法

過去に電子申請している場合は③以降の手続きになります。

今回初めて電子申請を行う場合は①からの手続きが必要です。

- ①申請者から本市へ電子申請を行うための利用申請
- ②本市から申請者へ電子申請のための業者番号を送信
- ③電子申請システムで必要事項を入力
- ④システムから申請書などを出力印刷し、申請ボタンを押す
- ⑤チェックリスト、申請書および添付書類を「A4紙ファイル」にトジ、管財契約課へ提出

※原則、電子申請と「A4紙ファイル」の提出が必要です。
※詳しくは市ホームページおよび管財契約課窓口でご案内します。電子申請が困難な場合は、ご相談ください。

“空き家をお持ちの人”と“移住を検討する人”との橋渡し「空き家バンク制度」

📍 地域づくり課(西有家庁舎) ☎73-6631 Eメール: teijyu@city.minamishimabara.lg.jp

市では、定住促進のため、空き家の有効活用を図る「空き家バンク制度」を実施しています。空き家を売りたい人、貸したい人は「空き家バンク」にぜひご登録ください。

※市は契約交渉などの仲介はできません。

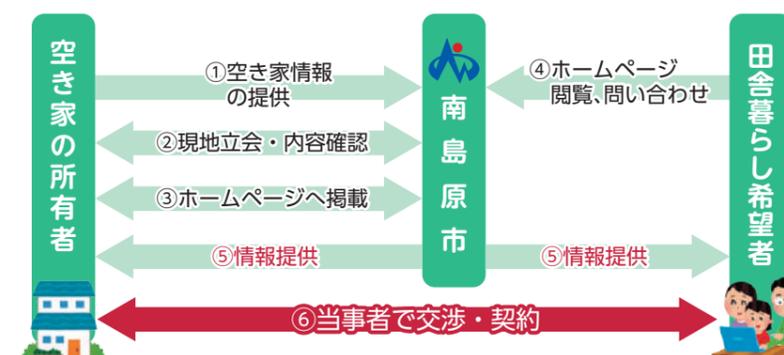
※登録対象物件は、人が住める程度の物件です。

※家財道具はそのままでも結構です。

📄 空き家の所有者 📄 申込書に必要事項を記入し、提出してください。



空き家バンク制度の概要



市HP

移住検討者向けサイト

Uターン者も対象です。

南島原市 空き家情報

🔍 検索